

社団法人 地すべり対策技術協会役員報酬規程

(総則)

第1条 社団法人地すべり対策技術協会定款第17条第1項の規程による常勤の役員に対する報酬(以下「報酬」という。)の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬月額、基本給とする。

(基本給)

第3条 基本給の月額は、年収を16で除した額を超えない範囲内で、理事会の議決を得て、会長が定める。

2 支給日は、社団法人地すべり対策技術協会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の例による。

(通勤手当)

第4条 役員通勤手当は、通常の経路および方法により算出した運賃(1月定期運賃)とする。

2 支給日は、毎月20日(その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日)に支給する。

(在職期間が1月未満の報酬等の支給)

第5条 役員としての在職期間が1月に満たない月にあつては、当該月の報酬および通勤手当は、日割計算により支給する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から適用する。